

令和3年第2回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第47号	上越市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について	総務管理課	1～5

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第47号
提出課	総務管理課

上越市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

1 改正理由

行政手続における市民の負担軽減などを図るため、申請書等における押印手続を見直すもの

2 改正内容

(1) 第1条の規定による上越市固定資産評価審査委員会条例の改正内容

ア 審査申出人の押印に関する規定を削る。(第4条関係)

イ 口述書の提出の際に提出者の押印を不要とする。(第8条関係)

ウ 委員及び書記の調書への押印を不要とする。(第7条から第10条まで関係)

(2) 第2条の規定による職員のサービスの宣誓に関する条例の改正内容

宣誓書の様式における押印箇所を削る。(別記様式関係)

(3) 第3条の規定による上越市火入れに関する条例の改正内容

火入許可申請書の様式における押印箇所を削る。(第1号様式関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市固定資産評価審査委員会条例等改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>4及び5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5及び6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(1)～(3) 略 (口頭審理)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 及び 7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(5) 略 (実地調査)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない</p> <p>_____。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(3) 略 (口頭審理)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6 及び 7 略</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略 (実地調査)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略 (議事についての調書)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(2) 第2条の規定による職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正

(傍線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体ずるとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>	<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体ずるとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

(3) 第3条の規定による上越市火入れに関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	
第1号様式（第2条関係）	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p>(あて先) 上越市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話</p> <p>次のように火入れを行いたいので、上越市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>年 月 日</p> <p>—</p> </div> </div>	

改正前

第1号様式（第2条関係）

火入許可申請書

年 月 日

（あて先）上越市長

申請者 住所

氏名 印

電話

次のように火入れを行いたいので、上越市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

市の行政手続における押印の見直しについて

1 押印の見直し対象

- 市民、事業者及び職員等が行う各種手続において、押印を必須としている様式のうち、市独自の手続で見直しが可能な様式*

※ 市が作成する書類における職印、契約・支払事務に係る書類（契約書、請書、協定書、請求書、見積書など）、内部の決裁に係る押印を除く。

2 押印の見直し方針（概要）

- ① 押印を求めている法令等の根拠を再確認し、押印が必要な合理的な理由がある手続以外は、原則として押印を廃止する。
- ② 各手続において、これまで押印により推定していた「本人確認」「意思確認」「証拠性」について、その担保方法自体を見直す。
- ③ 個人にあっては、マイナンバーカードや電子認証等、新たな本人確認手段の本格的な普及までの暫定的な措置として、書面における一定の証拠性及び市民の利便性の観点から、「署名又は記名押印」の選択・併用制の採用を認める。
- ④ 法人・団体にあっては、法人・団体の代表者の意思を確認するため、記名押印を原則とする。
- ⑤ 押印に代わる本人確認方法を検討する場合、市民等の利便性向上の観点から、極力新たな手続や様式、提示・添付書類等を増やすことがないよう留意する。

3 押印の見直し結果

（令和3年5月20日現在）

区 分	様式の数 (様式)	割 合 (%)
対象となる様式	1,707	100.0
押印を見直す様式	1,589	93.1
うち 廃止（記名で可）	948	—
〃 署名又は記名押印の方式へ変更	641	—
押印を継続する様式	118	6.9
うち 法人や団体のみを対象とする様式	105	—
〃 印鑑自体を登録・確認する様式	7	—
〃 実印と印鑑証明書を求める手続	6	—

（参考）署名と記名の違い

「署名」とは、自己の氏名を手書き（自署）すること

「記名」とは、自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、パソコンでの印字、他人による代筆、ゴム印などにより氏名を記すこと

4 押印の見直し時期

- 各所管課において、準備が整った様式から、順次、押印の見直しを行い、5月20日現在、見直し済み1,179様式（進捗率：74.2%）、6月末までに全ての押印の見直し作業を完了する予定